

平成十二年政令第四百八十号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令
内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律
(昭和二十六年法律第九十八号)の規定に基づ
き、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律
施行令(平成十年政令第三百七十号)の全部を改
正するこの政令を制定する。

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 投資信託制度(第九条―第五十三条)
第三章 投資法人制度(第五十四条―第二百二十
八条)

第四章 雑則(第二百二十九条―第三百六条)
附則

第一章 総則

第一条 この政令において、「委託者指図型投資
信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信
託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバ
ティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信
託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、
「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口
予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人
債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資
産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信
託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信
託及び投資法人に関する法律(以下「法」と
いう。)第二条に規定する委託者指図型投資信
託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券
投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益
証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登
録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投
資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人
債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会
社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投
資法人をい、「投資法人債権者」とは、法第
百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法
人債権者をいう。
(委託者指図型投資信託における運用指図権限
の委託先の範囲)
第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める
者は、次に掲げる者(委託者とその指図に係る
権限の全部又は一部を委託しようとする投資信
託財産(法第三条第二号に規定する投資信託財
産をいう。以下同じ。))の受託者である信託会
社等(法第四十七条第一項に規定する信託会社
等をいう。以下同じ。)を除く。とする。

一 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第
三百二十一号)第十六条の十二各号に掲げ
る者
二 信託会社等(前号に掲げる者に該当するも
のを除き、当該信託会社等による運用の指図
が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利
以外の資産のみに対する投資として行われる
場合に限る。)

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律
(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に
規定する商品投資顧問業者又は外国の法令に
規定により当該外国において同法第三条の許
可と同種の許可(当該許可に類する登録その
他の行政処分を含む。)を受けている法人
(第一号に掲げる者に該当するものを除き、
当該商品投資顧問業者による運用の指図が次
条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対す
る投資として行われる場合に限る。)

三 不動産の賃借権
四 地上権
五 約束手形(第一号に掲げるものに該当する
ものを除く。第十九条第五項において同じ。)

六 金銭債権(第一号、第二号、前号及び第十
号に掲げるものに該当するものを除く。第十
九条第五項において同じ。)

七 当事者の一方が相手方の行う前各号、第十
一号又は第十二号に掲げる資産の運用のため
に出資を行い、相手方がその出資された財産
を主として当該資産に対する投資として運用
し、当該運用から生ずる利益の分配を行うこ
とを約する契約に係る出資の持分(第一号に

掲げるものに該当するものを除く。第十九条
第五項において「匿名組合出資持分」とい
う。)

九 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律
第二百三十九号)第二条第一項に規定する商
品をいう。以下同じ。)

十 商品投資等取引(次のイからニまでに掲げ
る取引をいう。以下同じ。)に係る権利
イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律
第二条第一項に規定する商品投資(同項第
三号に掲げるものを除く。)に係る取引
(以下「商品投資取引」という。)

ロ 商品先物取引法第二条第十四項に規定す
る店頭商品デリバティブ取引
ハ 当事者が元本として定めた金額について
当事者の一方が相手方と取り決めた商品の
価格若しくは商品指数(商品先物取引法第
二条第二項に規定する商品指数をいう。以
下同じ。)の約定した期間における変化率
に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者
の一方と取り決めた商品の価格、商品指数
若しくは金融指標(金融商品取引法第二条
第二十五項に規定する金融指標をい、暗
号等資産関連金融指標を除く。)の約定し
た期間における変化率に基づいて金銭を支
払うことを相互に約する取引(これらの金
銭の支払とあわせて当該元本として定めた
金額に相当する金銭又は商品を受受するこ
とを約するものを含む。)

ニ 当事者の一方の意思表示により当事者間
においてハに掲げる取引を成立させること
ができる権利を相手方が当事者の一方に付
与し、当事者の一方がこれに対して対価を
支払うことを約する取引又はこれに類似す
る取引(デリバティブ取引に該当するもの
を除く。)

十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に
関する特別措置法(平成二十三年法律第八
号)第二条第二項に規定する再生可能エネ
ルギー発電設備(第三号に掲げるものに該当す
るものを除く。以下「再生可能エネルギー発
電設備」という。)

十二 公共施設等運営権(民間資金等の活用
による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成十一年法律第十七号)第二条第七項

に規定する公共施設等運営権をいう。以下同
じ。)

(委託者非指図型投資信託における運用権限の
委託先の範囲)
第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める
者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引法施行令第十六条の十二各号
に掲げる者
二 信託会社等(前号に掲げる者に該当するも
のを除き、当該信託会社等による運用が有価
証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の
資産のみに対する投資として行われる場合に
限る。)

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第
二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は
外国の法令の規定により当該外国において同
法第三条の許可と同種の許可(当該許可に類
する登録その他の行政処分を含む。)を受け
ている法人(第一号に掲げる者に該当するも
のを除き、当該商品投資顧問業者による運用
が前条第九号又は第十号に掲げる資産のみに
対する投資として行われる場合に限る。)

(証券投資信託の主たる投資の対象となる有価
証券関連デリバティブ取引)
第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める
有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券
(金融商品取引法第二条第二項の規定により有
価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除
く。次条において同じ。)についての有価証券
関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十
八条第八項第六号に規定する有価証券関連デ
リバティブ取引をいう。次条において同じ。)と
する。

(証券投資信託の範囲)
第六条 法第二条第四項に規定する政令で定める
委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額
の二分の一を超える額を有価証券に対する投資
として運用すること(有価証券についての有価
証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)
を目的とする委託者指図型投資信託とする。
(公募の範囲)
第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める
場合は、五十人以上の者を相手方とする場合と
する。

2 前項の場合における人数の計算については、
取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家
(金融商品取引法第二条第三項第一号に規定す

に掲げるもの)を除く。第十九条
第五項において「匿名組合出資持分」とい
う。)

九 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律
第二百三十九号)第二条第一項に規定する商
品をいう。以下同じ。)

十 商品投資等取引(次のイからニまでに掲げ
る取引をいう。以下同じ。)に係る権利
イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律
第二条第一項に規定する商品投資(同項第
三号に掲げるものを除く。)に係る取引
(以下「商品投資取引」という。)

ロ 商品先物取引法第二条第十四項に規定す
る店頭商品デリバティブ取引
ハ 当事者が元本として定めた金額について
当事者の一方が相手方と取り決めた商品の
価格若しくは商品指数(商品先物取引法第
二条第二項に規定する商品指数をいう。以
下同じ。)の約定した期間における変化率
に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者
の一方と取り決めた商品の価格、商品指数
若しくは金融指標(金融商品取引法第二条
第二十五項に規定する金融指標をい、暗
号等資産関連金融指標を除く。)の約定し
た期間における変化率に基づいて金銭を支
払うことを相互に約する取引(これらの金
銭の支払とあわせて当該元本として定めた
金額に相当する金銭又は商品を受受するこ
とを約するものを含む。)

ニ 当事者の一方の意思表示により当事者間
においてハに掲げる取引を成立させること
ができる権利を相手方が当事者の一方に付
与し、当事者の一方がこれに対して対価を
支払うことを約する取引又はこれに類似す
る取引(デリバティブ取引に該当するもの
を除く。)

十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に
関する特別措置法(平成二十三年法律第八
号)第二条第二項に規定する再生可能エネ
ルギー発電設備(第三号に掲げるものに該当す
るものを除く。以下「再生可能エネルギー発
電設備」という。)

十二 公共施設等運営権(民間資金等の活用
による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成十一年法律第十七号)第二条第七項

に規定する公共施設等運営権をいう。以下同
じ。)

(委託者非指図型投資信託における運用権限の
委託先の範囲)
第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める
者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引法施行令第十六条の十二各号
に掲げる者
二 信託会社等(前号に掲げる者に該当するも
のを除き、当該信託会社等による運用が有価
証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の
資産のみに対する投資として行われる場合に
限る。)

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第
二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は
外国の法令の規定により当該外国において同
法第三条の許可と同種の許可(当該許可に類
する登録その他の行政処分を含む。)を受け
ている法人(第一号に掲げる者に該当するも
のを除き、当該商品投資顧問業者による運用
が前条第九号又は第十号に掲げる資産のみに
対する投資として行われる場合に限る。)

(証券投資信託の主たる投資の対象となる有価
証券関連デリバティブ取引)
第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める
有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券
(金融商品取引法第二条第二項の規定により有
価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除
く。次条において同じ。)についての有価証券
関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十
八条第八項第六号に規定する有価証券関連デ
リバティブ取引をいう。次条において同じ。)と
する。

(証券投資信託の範囲)
第六条 法第二条第四項に規定する政令で定める
委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額
の二分の一を超える額を有価証券に対する投資
として運用すること(有価証券についての有価
証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)
を目的とする委託者指図型投資信託とする。
(公募の範囲)
第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める
場合は、五十人以上の者を相手方とする場合と
する。

2 前項の場合における人数の計算については、
取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家
(金融商品取引法第二条第三項第一号に規定す

に掲げるもの)を除く。第十九条
第五項において「匿名組合出資持分」とい
う。)

九 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律
第二百三十九号)第二条第一項に規定する商
品をいう。以下同じ。)

十 商品投資等取引(次のイからニまでに掲げ
る取引をいう。以下同じ。)に係る権利
イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律
第二条第一項に規定する商品投資(同項第
三号に掲げるものを除く。)に係る取引
(以下「商品投資取引」という。)

ロ 商品先物取引法第二条第十四項に規定す
る店頭商品デリバティブ取引
ハ 当事者が元本として定めた金額について
当事者の一方が相手方と取り決めた商品の
価格若しくは商品指数(商品先物取引法第
二条第二項に規定する商品指数をいう。以
下同じ。)の約定した期間における変化率
に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者
の一方と取り決めた商品の価格、商品指数
若しくは金融指標(金融商品取引法第二条
第二十五項に規定する金融指標をい、暗
号等資産関連金融指標を除く。)の約定し
た期間における変化率に基づいて金銭を支
払うことを相互に約する取引(これらの金
銭の支払とあわせて当該元本として定めた
金額に相当する金銭又は商品を受受するこ
とを約するものを含む。)

ニ 当事者の一方の意思表示により当事者間
においてハに掲げる取引を成立させること
ができる権利を相手方が当事者の一方に付
与し、当事者の一方がこれに対して対価を
支払うことを約する取引又はこれに類似す
る取引(デリバティブ取引に該当するもの
を除く。)

十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に
関する特別措置法(平成二十三年法律第八
号)第二条第二項に規定する再生可能エネ
ルギー発電設備(第三号に掲げるものに該当す
るものを除く。以下「再生可能エネルギー発
電設備」という。)

十二 公共施設等運営権(民間資金等の活用
による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成十一年法律第十七号)第二条第七項

に規定する公共施設等運営権をいう。以下同
じ。)

る適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。
 (適格機関投資家私募等の範囲)

第八条 法第二十九条第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

二 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものであつて金融商品取引法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

三 当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四條第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。

2 法第二十九条第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合(前項に規定する場合を除く。)とする。

一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の方である場合にあつては、金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

二 受益証券がその取得者から特定投資家等(法第二十九条第一号に規定する特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。)をいう。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合(前項に規定する場合を除く。)であること。

3 前項第二号の「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該受益証券を証券関連業者(金融商品取引業者等又は外国証券業者(金融商品取引法

第五十八条に規定する外国証券業者をいう。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法第六條第一項第五号前段に規定する居住者をいう。)から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。次号において同じ。)

二 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者

第二章 投資信託制度

第九條 法第三條第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者(法第二條第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)を委託者として締結する投資信託契約(法第三條に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。)とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十條 法第五條第二項(法第十三條第二項(法第五十四條第一項において準用する場合を含む。)、第十四條第五項(法第五十四條第一項及び第五十九條において準用する場合を含む。)、第五十四條第一項、第五十九條並びに第二百三條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第五條第二項に規定する事項を提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五條第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替)

第十一條 法第六條第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法(平成十八年法

律第八八條)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八八條第六号	数	口数
第九十條第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録(投資信託及び投資法人に関する法律第十七條第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を
第九十條第四項	事項(第九十條第十五條第二項の定めのない受益権に係るものに限り。)	事項
第九十九條及び第二百二條第一項	受益権(第九十條第十五條第二項の定めのある受益権を除く。)	受益権
第二百三條第二項及び第二項	総数	総口数

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十二條 法第八條第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨の全てを投資信託約款(法第四條第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。)に定めた投資信託(その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場(金融商品取引法第二條第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所(同法第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録される旨を投資信託約款

に定めた投資信託にあつては、当該指標が適格指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。)

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券又は商品(金融商品取引所に上場されている有価証券、商品市場(商品先物取引法第二條第九項に規定する商品市場をいう。)に上場されている商品その他の換価の容易な資産として内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「上場有価証券等」という。)

ロ その受益証券の取得の申込みの勧誘が募集(金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四條第一号及び第三号並びに第九十九條において同じ。)により行われる場合にあつては、当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

ハ 金銭の信託である旨

二 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イ その運用の対象を有価証券又は商品とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品によつて当該受益証券を取得しなければならぬ旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する上場有価証券等と

内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする投資信託であつて、当該受益権を他の投資信託の投資信託財産に属する上場有価証券等をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたるもの

四 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めたる投資信託であつて、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募(法第四十条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募をいう。)により行われるもの(第一号及び前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)

イ その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有価証券等によつて当該受益証券を取得することができる旨

ロ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行うことができる旨

(指図行使の対象となる権利を有する者)

第十三条 法第十条第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六条に規定する優先出資社員とする。

(指図行使の対象となる権利)

第十四条 法第十条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第八十四条第二項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めらるるもの

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第八条第二項の規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めらるるもの

三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めらるるもの

(議決権の行使について代理人の数が制限されない権利)

第十五条 法第十条第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二十五条に規定する優先出資に係る権利とする。

(議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定)

第十六条 法第十条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第十六条の二 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めらるるものは、次に掲げるものとする。

一 土地又は建物の賃借権及び地上権
二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの(受益権の数が一であるものに限る。)

(投資信託委託会社の利害関係人等の範囲)

第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該投資信託委託会社の親法人等(金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。)
二 当該投資信託委託会社の子法人等(金融商品取引法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

三 当該投資信託委託会社の特定個人株主(金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。)

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定めらるる者

(特定資産の価格等を調査する者)

第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社(法第九条において同じ。)の利害関係人等(当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるもの

のとして内閣府令で定めらるる者)をいう。以下の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第二百二十四条において同じ。)

又は使用人
(2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(一)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三十号)第六十六条第二項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)

又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人
(2) 公認会計士法の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の会計参与
(2) その社員のうちにイ(一)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めらるるもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 法第十三条第一項本文及びただし書に規定する政令で定めらるる者は、同項第二号に掲げる取引を行った投資信託委託会社が資産運用会社として資産の運用を行う投資法人であつて、同号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第十三条第一項第一号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めらるる特定資産は、第三条第三号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げらるるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めらるる取引は、次に掲げる取引とする。

一 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

二 不動産の賃借権の取得及び譲渡

三 地上権の取得及び譲渡

四 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

五 公共施設等運営権の取得及び譲渡

4 法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定めらるる者は、次に掲げる者とする。

一 自己又はその取締役若しくは執行役員運用の指図を行う他の投資信託財産

二 資産の運用を行う投資法人

三 利害関係人等(法第二十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)

四 委託者指図型投資信託に係る業務及び登録投資法人の資産の運用に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定めらるる者

5 法第十三条第一項第三号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めらるる取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券(内閣府令で定めらるるものに限る。)の取得及び譲渡並びに貸借

二 金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。)

三 約束手形の取得及び譲渡

四 金銭債権(コールドローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他内閣府令で定めらるる金融機関への預金は貯金に係るものを除く。)の取得及び譲渡

五 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
六 商品（内閣府令で定めるものに限る。）の取得及び譲渡並びに貸借
七 商品投資等取引（内閣府令で定める取引に限る。）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第二十條 法第十七條第三項（法第二十條第一項（法第五十九條において準用する場合を含む。）、第五十四條第一項及び第五十九條において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第十七條第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十二條において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によって発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第二十一條 法第十七條第九項（法第二十條第一項及び第五十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定において投資信託委託会社（法第五十四條第一項において準用する場合にあっては、信託会社等）が書面による決議を行う場合について信託法第十條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十條	電磁的方法による	電磁的方法（同条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による

（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第二十二條 法第十七條第九項（法第二十條第一項及び第五十四條第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第十條第四項、第百十四條第三項又は第百十六條第一項

に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十三條 法第十八條第三項（法第五十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第百四條第一項及び第十一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四條第一項	効力発生日が	効力発生日（重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第百四條第十一項	第百八十五條第七項	投資信託及び投資法人に関する法律第二條第七項

2 法第二十條第一項において準用する法第十八條第三項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四條第一項及び第十一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四條第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が

（募集の取扱い等の範囲）

第二十四條 法第二十六條第一項（法第五十四條第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 募集
- 私募（金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の私募をいう。次号及び第百十九條において同じ。）
- その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取り
- 金融商品取引法第二條第八項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる行為
- 売出しの取扱い（金融商品取引法第二條第八項第九号に規定する有価証券の売出しの取扱いをいう。）
- 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（金融商品取引法第二條第八項第九号に規定する特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。）
- その他前各号に掲げるものに類する行為（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替をいう。）

第二十五條 法第五十條第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十六條第二号	数	口数
第百九十二條第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第五十四條第一項において準用する同法第七條第十項に規定する電磁的記

（委託者非指図型投資信託に関する読替）

第二十六條 法第五十四條第一項の規定において信託会社等が行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一條第二項	その利害関係人等及び受託会社	及びその利害関係人等

2 法第五十四條第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第二十六條第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六條第一項第二号	投資信託委託会社	信託会社等
第二十六條第二号	全部又は一部	一部
第二十六條第二号	全部又は一部	一部

（信託会社等の利害関係人等の範囲）

第二十七條 法第五十四條第一項において準用する法第十一條第一項に規定する信託会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 当該信託会社等の親法人等
- 当該信託会社等の子法人等
- 当該信託会社等の特定個人株主
- 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(特定資産の価格等を調査する者)
第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第二十一条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該信託会社等の役員又は使用人
 - (2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの
 - (2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

- 二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
 - イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該信託会社等の役員又は使用人
 - (2) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該信託会社等の会計参与
 - (2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

- 三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

第二十九条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役員若しくは理事
 - 二 運用を行う他の信託財産
 - 三 利害関係人等(法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第二十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)
 - 四 委託者非指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者(外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)

第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引所に上場されている外国投資信託の受益証券(金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。)の募集の取扱い等(法第二十六条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。第二百二十八条第一号において同じ。)
- 二 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行う者が行う外国投資信託の受益証券(内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

- イ 外国金融商品市場(金融商品取引法第二十八条第八項第三号に規定する外国金融商品市場(これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。)をいう。以下同じ。)における売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ロ 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ 適格機関投資家を相手方として行う売却又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売却をし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)
- ニ その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者からの買付け
- 三 前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託(法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。)の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第五十五条第一項	締結する投資信託契約に係る	発行する
第十四条第一項	その運用の指図を行う投資信託財産	当該外国投資信託の信託財産(以下この項及び第四項において「投資信託財産」という)国内における取得
第十四条第一号	取得	外国投資信託約款等
第十四条第二項	投資信託約款	外国投資信託約款等
第十四条第七項	投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	外国投資信託の信託財産
第十六条第一号及び第十七条第一項	投資信託約款	外国投資信託約款等
第二号	法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第十九条及び第二十条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	読み替える字句

第十九条及び第二十条第一項	投資信託契約	当該外国投資信託の信託契約
第三十二条から第五十三条まで	投資法人制度(設立企画人の範囲等)	削除
第五十四条	法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産(法第二十一条第一項に規定する特定資産をいう。第六十六条及び第二百五条第三項各号において同じ。)と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。	
2	法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 信託会社等 二 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。)となる日において当該事務に現に従事していない者については、当該事務に従事しないこととなった日から三年を経過していない者に限る。次号において同じ。) 三 適格機関投資家又は有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社(外国会社を含む。)でその資本金の額が百億円以上であるものの役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの 四 前三号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府令で定めるもの(最低純資産額) 	
第五十五条	法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。	
第五十六条	法第六十七条第七項の規定において規約について会社法第三十一条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	読み替える字句

<p>は催告について会社法第二百五十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第二十五十三条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
<p>（新投資口予約権証券等に関する読替え） 第七十七條の三 法第八十八條の八第四項の規定において新投資口予約権証券について会社法第二百五十八條第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第二十五十八條第一項及び第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
<p>2 法第八十八條の八第四項の規定において新投資口予約権について会社法第二百五十九條及び第二百六十條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第五十九條第一項	新株予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項（投資法人法第八十八條の五第一項各号に定める事項をいう。以下同じ。）
読み替える会社法第六十條	株式会社を除く以下この節において	投資法人を除く

<p>て「新株予約権取得者」という新株予約権原簿記載事項</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第六十條第二項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
読み替える会社法第六十條第三項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権	無記名新投資口予約権
<p>（新投資口予約権の質入れに関する読替え） 第七十七條の四 法第八十八條の八第五項の規定において新投資口予約権の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第七十七條第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第一項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第五項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第六項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第七項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第八項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第九項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十一項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十三項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十五項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十六項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十七項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十八項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第十九項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十一項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十三項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十五項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十六項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十七項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十八項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第二十九項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十一項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十三項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十五項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十六項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十七項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十八項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第三十九項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十一項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十三項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十五項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十六項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十七項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十八項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第四十九項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
読み替える会社法第七十七條第五十項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

<p>の責任について会社法第二百八十六條の三の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第二百八十六條の三第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役員を含む。）	執行役員及び監督役員
読み替える会社法第二百八十六條の三第二項	払込み又は該給付	払込み
読み替える会社法第二百八十六條の三第三項	払込み又は該給付	払込み
<p>（支払を求める訴えに関する読替え） 第七十七條の四の三 法第八十八條の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六條の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える会社法第八十四條第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	当該投資主
読み替える会社法第八十四條第三項	当該株主等	当該投資主
読み替える会社法第八十四條第四項	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
読み替える会社法第八十四條第五項	株主等	投資主
読み替える会社法第八十四條第六項	株式会社等	投資法人
読み替える会社法第八十四條第七項	株式会社等	投資法人
読み替える会社法第八十四條第八項	取締役（監査等委員及び監査委員を除く）、執行役員及び清算人	執行役員及び清算人

第八百四十條第三項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役）	投資法人 監督役員又は清算人
第八百四十條第四項	各監査役	監督役員又は清算人
第八百四十條第五項	株主等	投資主
第八百四十條第六項	株式会社等	投資法人
第九百五十五條並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十條第三項	株主等	投資主
第八百五十條第四項	第五十五條、第九百五十條第二項、第九百五十五條、第九百五十六條、第九百五十七條、第九百五十八條、第九百五十九條、第九百六十條、第九百六十一條、第九百六十二條、第九百六十三條、第九百六十四條、第九百六十五條、第九百六十六條、第九百六十七條、第九百六十八條、第九百六十九條、第九百七十條、第九百七十一條、第九百七十二條、第九百七十三條、第九百七十四條、第九百七十五條、第九百七十六條、第九百七十七條、第九百七十八條、第九百七十九條、第九百八十條、第九百八十一條、第九百八十二條、第九百八十三條、第九百八十四條、第九百八十五條、第九百八十六條、第九百八十七條、第九百八十八條、第九百八十九條、第九百九十條、第九百九十一條、第九百九十二條、第九百九十三條、第九百九十四條、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條	投資法人 第八十八條の八第三項において準用する第九百五十條の二第六條の二
第八百五十一條第二項	株主等	投資主
第八百五十一條第三項	株式会社等	投資法人

第八百五十 二条第三項	株主等	投資主
第八百五十 三条第一項	株式会社等	投資法人

(新投資口予約権証券に関する読替え)
第七十七条の五 法第八十八条の二十一第二項の規定において新投資口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第二百八十九條第二号及び第二百九十條	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

(新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに關する読替え)
第七十七条の六 法第八十八条の二十二第四項の規定において新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社法第二百二十條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第二百二十條第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

(新投資口予約権の発行の無効の訴えに関する読替え)
第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第八百四十二條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第八百二十八條第一項第四号	六箇月以内(公開会社でない株式会社においては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内)	六箇月以内

第八百四十二條第一項	金額又は給付を受けた財産の給付の時に受ける価額に相当する金額	金額に相当する金額
------------	--------------------------------	-----------

第八百四十二條第二項	登録新株予約権質権者	登録新投資口質権者
------------	------------	-----------

(投資主総会の招集に関する読替え)
第七十八条 法第九十條第三項の規定において投資主総会の招集について会社法第二百九十七條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第二百九十七條第一項	取締役	執行役員

(電磁的方法による通知の承諾等)
第七十九条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 法第九十一條第二項(法第七十三條第四項において準用する場合を含む。)
- 二 法第三百三十九條の十第二項において準用する会社法第七百二十條第二項
- 三 法第六百四十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)

2
 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(投資主総会に関する読替え)
第八十条 法第九十四條第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第三百三條	取締役	執行役員
第二項及び第三項	執行役員	

第三百五條第一項本文	取締役会設置	投資法人
第三百五條第四項	会社	投資法人
第三百五條第四項第一号	取締役、会計参与、監査役	執行役員、監督役員
第三百五條第五項並びに第三百七條第一項及び第二項	取締役	執行役員
第三百七條第三項	取締役(監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役)	執行役員及び監督役員
第三百八條	一株	一口
第三百八條第一項本文	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口
第三百八條第二項		
第三百十三條第二項	取締役会設置会社	投資法人
第三百十四條	取締役、会計参与、監査役及び執行役員	執行役員及び監督役員
第三百十六條第一項	取締役、会計参与、監査役、監査役会	執行役員、監督役員
第三百十八條第五項	親会社社員	親法人(投資法人法第八十一條第一項に規定する親法人をいう。)
第三百二十條	取締役	執行役員
第三百二十條	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等
第三百二十條	株主総会参考書類	投資主総会参考書類(投資法人法第九十一條第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。次

(投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え)
第八十条の二 法第九十四條第二項の規定において投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十一條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第三百二十條	取締役	執行役員
第三百二十條	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等
第三百二十四條第四項	議案の要領を投資法人法第九十一條第一項又は第二項の議案	議案

第三百二十條	取締役	執行役員
第三百二十條	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等
第三百二十四條第四項	議案の要領を投資法人法第九十一條第一項又は第二項の議案	議案

(投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え)
第八十条の二 法第九十四條第二項の規定において投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十一條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第三百二十條	取締役	執行役員
第三百二十條	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等
第三百二十四條第四項	議案の要領を投資法人法第九十一條第一項又は第二項の議案	議案

第八條	株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種	投資主、執行役員、監
-----	------------------------	------------

第三百二十條第三項第一号	第三十一條第一項に規定する場合に於ける株主総会参考書類	第三十一條第一項(において同じ。)
第三百二十條第三項	取締役	執行役員
第三百二十四條第一項	第二十四條第五項において準用する同条第一項	執行役員

第三百二十四條第一項	第二十四條第五項において準用する同条第一項	執行役員
------------	-----------------------	------

第三百二十四條第一項	第二十四條第五項において準用する同条第一項	執行役員
------------	-----------------------	------

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えられる字句
第八條	株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種	投資主、執行役員、監

第八條	株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種	投資主、執行役員、監
-----	------------------------	------------

項一第条一十三百

類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)	株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。)	役員又は清算執行人	投資主又は執行役員、監督役員若しくは清算執行人(当該決議が投資主総会の場合にあつては投資法第八十一条(同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により執行役員、監督役員又は清算執行人としての権利義務を有する者を含む。
---	--	-----------	--

社法の規定	第三十項 第一項 投資法第九十六条第一項	株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。	役員(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。)
-------	----------------------------	---	--

(業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合に関する読替え)	第八十三条 法第九十条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十八條第四項及び第三百五十九條の規定を準用する場合は、次の表のとおりとする。	株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。	読み替える会社法第九十条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十八條第四項及び第三百五十九條の規定を準用する場合は、次の表のとおりとする。
--	---	---	--

その子会社	以下この条において同じ。)	株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。	読み替える会社法第九十条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十八條第四項及び第三百五十九條の規定を準用する場合は、次の表のとおりとする。
-------	---------------	---	--

第三百八十六條第二項第二号	取締役 監査役設置会 社	取締役員 投資法人	第十七條の第三項
第八百四十九條第四項	投資法人法第八百十六條において準用する第八百四十九條第四項	執行役員	
第八百五十條第二項	執行役員 投資法人法第八百十六條において準用する第八百五十條第二項	執行役員	

(役員会等に関する読替え)
第八十五條 法第八十五條第一項の規定において役員会について会社法第三百六十八條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百六十八條第一項	各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）	各執行役員及び各監督役員	読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第三百六十八條第二項	取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）	執行役員及び監督役員			

2 法第八十五條第一項の規定において投資法人について会社法第三百七十一條（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三項	読み替へられる字句	読み替へられる字句
-----	-----------	-----------

第三項	議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）	議事録	第三項	親会社社員	議事録
第七十一條第二項各号	役員又は執行役員	役員	第三項	親会社若しくは子会社	親法人若しくは子法人（投資法人法第七十七條の第二項に規定する子法人をいう。）
第七十一條第四項	議事録等	議事録	第三項	親会社若しくは子会社	親法人若しくは子法人（投資法人法第七十七條の第二項に規定する子法人をいう。）

(投資法人の会計監査人に関する読替え)
第八十六條 法第八十五條の二第四項の規定において投資法人の会計監査人について会社法第三百九十六條第三項及び第四項の規定を準用する場合は、次の表のとおりとする。

第三項	読み替へられる字句	読み替へられる字句
-----	-----------	-----------

第三百九十六條第四項	読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句	読み替へる字句
第六百三十九條第三項	子会社	子法人（投資法人法第七十七條の第二項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）	子会社	子法人
第六百三十九條第四項	その子会社	その子法人	その子会社	その子法人

(会計監査人の責任に関する読替え)
第八十七條 法第八十五條の六第十二項の規定において会計監査人の同条第一項の責任について会社法第四百二十七條（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百二十七條第二項	業務執行取締役等	執行役員	読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第四百二十七條第四項	株主総会（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあつては、当該株式会社が当該最終完全親会社等の株主総会）	投資主総			

(役員等の責任を追究する訴えに関する読替え)
第八十八條 法第八十六條の規定において役員等の責任を追究する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七條第四第二項	読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句	読み替へる字句
第八百四十七條	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下	投資主		

第八百四十九條第一項	株主等	投資主	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百四十九條第三項	株主等	投資主	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百四十九條第四項	株主等	投資主	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百四十九條第五項並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百五十條第三項並びに第八百五十二條第一項及び第二項	株主等	投資法人	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百五十二條第三項	株主等	投資主	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主
第八百五十三條第一項	株式会社等	投資法人	この節において同じ。）	当該株主等	当該投資主

2 法第百六十六条の規定において執行役員及び執行役員であった者の責任を追及する訴えについては会社法第百四十九條の二(第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第百四十九條の二	株式会社等	投資法人
第百四十九條の二第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役(監査役)	監督役員又は清算監督人(監督役員又は清算監督人)
	各監査役	各監督役員又は清算監督人

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)

第八十九條 法第百十九條第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第百四十七條の四第二項	株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株主」という。)	投資主
	株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株主」という。)	投資主
	当該株主等	当該投資主

第八百四十九條第三項第一号	株式会社	監督役員	投資法人
	監査役(監査役)	監督役員又は清算監督人(監督役員又は清算監督人)	
	各監査役	各監督役員又は清算監督人	
第百四十九條第四項	株主等	投資主	
第百四十九條第五項並びに第百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人	
第百五十條第三項並びに第八百五十二條第一項及び第二項	株主等	投資主	
第百五十三條第一項	株式会社等	投資法人	

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第九十條 法第百二十四條第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

第九十一條 法第百二十七條第二項の規定において同条第一項の規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第九十條	株主等	投資主
第九十一條	株式会社等	投資法人

第八百四十七條の四第二項	株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株主」という。)	投資主
	株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株主」という。)	投資主
	当該株主等	当該投資主
第百四十八條第一項	株式会社等	投資法人
第百四十九條第三項	株式会社等	投資法人
第百四十九條第四項	株主等	投資主
第百四十九條第五項並びに第百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第百五十條第三項並びに第八百五十二條第一項及び第二項	株主等	投資主

第八百五十二條第三項	株主等	投資主
第八百五十三條第一項	株式会社等	投資法人

(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

第九十二條 法第百三十一條第四項(法第百六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による通知を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第九十三條 法第百三十二條第二項の規定において同条第一項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告について会社法第百四十二條第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替える字句
第百四十四條第二項第四項	親会社社員	親法人(投資法人法第八十一條第一項に規定する親法人をいう。)

(金銭の分配に関する読替え)

第九十四條 法第百三十七條第五項の規定において投資法人の金銭の分配について会社法第百四十五條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第七百四十一條第四項</p>	<p>代表社債権者</p>	<p>代表投資法人債権者</p>	<p>第七百四十四條の四第二項第一号 投資法人法第九十九條の九の二第二項において準用する第七百四十四條の四第二項第一号</p>
<p>第二條第三項</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号 第九十九條の七において準用する第九十九條の七の二第二号</p>
<p>第七條第三項</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号 第九十九條の七において準用する第九十九條の七の二第二号</p>
<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号</p>	<p>第九十九條第一号 第九十九條の七において準用する第九十九條の七の二第二号</p>

<p>第九十八條</p>	<p>第九十九條の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号、第二十三條及び第二十四條第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債権者、投資法人債権管理者、投資法人債管理補助者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>読み替える法令の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>担保付社債信託法（平成十七年法律第八十六号）第七百九十八号）第九十九條の八</p>	<p>担保付社債信託法（平成十七年法律第八十六号）第七百九十八号）第九十九條の八</p>	<p>担保付社債信託法（平成十七年法律第八十六号）第七百九十八号）第九十九條の八</p>	<p>担保付社債信託法（平成十七年法律第八十六号）第七百九十八号）第九十九條の八</p>

<p>第九十九條</p>	<p>第九十九條</p>	<p>第九十九條</p>	<p>第九十九條</p>
--------------	--------------	--------------	--------------

第九十九條 法第九十九條の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号、第二十三條及び第二十四條第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債権者、投資法人債権管理者、投資法人債管理補助者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第六十 六項	株式買取請求 、効力発生日	投資口買取請求
第六十 六項	株式買取請求 の規定による請 求	非訟事件手続法 第百十四條に規 定する公示催告 の申立て
第六十 七項	株式買取請求	投資口買取請求
第六十 八項	第一項各号の行 為	投資法人法第百 四十一條第一項 の規約の変更
第六十 九項	株式買取請求 第百三十三條	投資法人法第七 十九條第三項に おいて準用する 第百三十三條
第七十 七項	株式買取請求 株式発行会社 あつては、全部	投資口買取請求 投資口買取請求 投資法人

第八十七條第一項	読み替える字句	第三十四條第二項、第三 五十一條第二項若しくは第三 四十一條第三項（第四十三條第三 項及び第四十二條第三項におい て準用する場合を含む。）の規定 により選任された一時取締役 （監査等委員会設置会社にあつて は、監査等委員である取締役又 はそれ以外の取締役）、会計参 与、監査役、代表取締役、委員 （指名委員会、監査委員会又は報 酬委員会の委員をいう。第八百 七十四條第一号において同じ。）、 執行役若しくは代表執行役の職 務を行うべき者、清算人、第四 百七十九條第四項において準用 する第三百四十六條第二項若し くは第四百八十三條第六項にお いて準用する第三百五十一條第 二項の規定により選任された一 時清算人若しくは代表清算人の
第九十九條	読み替える字句	（投資法人の財産の保全に関する読替え） 第九十九條の二 法第百四十四條の規定におい て同条において準用する会社法第八百二十四條第 一項の申立てがあつた場合における投資法人の 財産の保全について同法第八百七十九條第一項 （第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する 場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求
第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求
第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求

第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求
第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求
第七百八 十項	株式買取請求 の種類の株式 に係る株券を発 行する旨の定め がある株式會社 をいう。 （以下同じ。）	投資口買取請求

<p>読み替える会社法の規定</p> <p>読み替えられる字</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第五百八条 清算人</p> <p>第二項 (清算に関する読替え)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>
<p>読み替える会社法の規定</p> <p>読み替えられる字</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第五百八条 清算人</p> <p>第二項 (清算に関する読替え)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>
<p>読み替える会社法の規定</p> <p>読み替えられる字</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第五百八条 清算人</p> <p>第二項 (清算に関する読替え)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>
<p>読み替える会社法の規定</p> <p>読み替えられる字</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第五百八条 清算人</p> <p>第二項 (清算に関する読替え)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替えられる字</p>

			第三十七 条第三 項及び第 三十七 条の三第 一 項	金融商品取 引	金融商品取 引 金融商品取 引 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約					
			第三十七 条第三 項及び第 三十七 条の三第 一 項	金融商品取 引	金融商品取 引 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約					

第三十七 条第三 項	金融商品取 引	金融商品取 引 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約							
第三十八 条第三 項	金融商品取 引	金融商品取 引 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約							

	第二号及 び第三号	有価証券等	投資証券												
	第四十 条	業務の 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約												
	第四十 条	業務の 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約												

	第三十九 条第二 項	有価証券 取 引	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約												
	第四十 条	業務の 行 約	投資証券の募 集 等 を 行 う こ と を 内 容 と す る 契 約 （以下「投資 証 券 募 集 等 契 約」とい う。）を 契 約												

3 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 投資証券の募集等（法第九十六条第一項に規定する募集等を行うこと）を内容とする契約に就いて顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引に就いて金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

4 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引に就いて金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

5 金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定は、法第九十七項において準用する金融商品取引法第三十七項及び第三十七條の四第二項において同法第三十四條の四第四項の規定を準用する場合について準用する。

第百二十二条 法第九十九条第三号に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が外国法人である金融商品取引業者にその資産の運用に係る業務の委託をする場合とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

第百二十二条の二 法第二十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
 一 第十六条の二各号に掲げるもの
 二 法第九十四条第二項に規定する法人の株式であつて同条第一項第二号に掲げる数を超えるもの

第百二十三条 法第二十一条第一項に規定する資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 当該資産運用会社の親法人等
 二 当該資産運用会社の子法人等
 三 当該資産運用会社の特定個人株主
 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第百二十四条 法第二十一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。
 一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のも
 イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 (1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人
 (2) 公認会計士法に規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 (1) 当該投資法人の資産運用会社又は資産保管会社の会計参与
 (2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの
 (3) 公認会計士法の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの
 (投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第百二十五条 法第二十三条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
 一 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借
 二 デリバティブ取引
 三 法第二十三条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
 一 不動産の取得及び譲渡
 二 不動産の賃貸借
 三 不動産の管理の委託及び受託
 三 法第二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）
 二 当該資産運用会社が自己の計算で行つた地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）

第百二十六条 法第二十三条第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 自己又はその取締役若しくは執行役員
 二 資産の運用を行う他の投資法人
 三 運用の指図を行う投資信託財産
 四 利害関係人等（法第二十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）
 五 登録投資法人の資産の運用に係る業務又は委託者指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定めるもの
 法第二十三条第三項各号及び第五項各号に掲げる取引とする。

第百二十七条 法第二十四条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えに関する読替えは、次の表のとおりとする。

読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へられる字句
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株式会社等」という。）	投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式会社等（以下この節において「株式会社等」という。）	当該投資主
第八百四十九条第一項	株主等	投資主
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人	執行役員及び清算人

り、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
 イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
 (1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人
 (2) 公認会計士法の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 (1) 当該投資法人の資産運用会社又は資産保管会社の会計参与
 (2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの
 (3) 公認会計士法の規定により、法第二十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者
 三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの
 (投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

3 法第二十三条第二項及び同条第四項において読み替へて準用する法第五十五条第二項に規定するその他の政令で定める者は、資産運用会社が投資信託委託会社として運用の指図を行う投資信託財産（法第二十三条第二項に規定する特定資産（第三号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものに限る。）と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係る全ての受益者（当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合にあつては、知れている受益者）とする。

(資産運用会社の責任を追及する訴えに関する読替え)

読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へられる字句
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において「株式会社等」という。）	投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式会社等（以下この節において「株式会社等」という。）	当該投資主
第八百四十九条第一項	株主等	投資主
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人	執行役員及び清算人

第四十二條の二第六号	他の取 引等	対象資産の売買その他の取引
第四十二條の二第六号	運用財産	信託財産
第四十二條の二第六号	権利者	受益者
第四十二條の二第六号	又は店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引	店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十二條の二第六号	運用財産	信託財産
第四十二條の二第六号	権利者	受益者
第四十二條の二第六号	有価証券の売買その他の取引	有価証券の売買その他の取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十二條の二第六号	運用財産	信託財産

4 法第二百二十三條の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二條の二及び第四十四條の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第四十二條の二第六号	権利者	受益者
第四十二條の二第六号	又は店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引	店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十二條の二第六号	運用財産	信託財産
第四十二條の二第六号	権利者	受益者
第四十二條の二第六号	有価証券の売買その他の取引	有価証券の売買その他の取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十二條の二第六号	運用財産	信託財産

（関係行政機関の長との協議等を要する特定資産）

第三百三十一條 法第二百二十四條の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利とする。

（関係行政機関の長との協議等）

第三百三十二條 法第二百二十四條の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し定められる次に掲げるものとする。

- 一 法第五條第一項本文の内閣府令
- 二 法第十一條各項の内閣府令
- 三 法第十三條第一項の内閣府令
- 四 法第十四條第一項において準用する法第十一條各項の内閣府令
- 五 法第五十四條第一項において準用する法第十三條第一項の内閣府令
- 六 法第八十三條第一項第七号の内閣府令
- 七 法第二百二十八條の二第一項の内閣府令
- 八 法第二百一一条各項の内閣府令
- 九 法第二百一一条第一項第二号の内閣府令
- 十 法第二百一三条第一項第四号の内閣府令
- 十一 法第二百一三条第二項の内閣府令
- 十二 法第二百一八條第二項第三号の内閣府令
- 十三 法第二百二十三條の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九條の二第二項第二号（業務の内容及び方法を記載した書類に係る部分に限る。）、第四十二條の二第七号、第四十四條第三号、第四十四條の二第七号、第四十四條第三号、第四十四條の二第一項第三号、第四十四條の三第二十九條の登録、同法第三十一條第四項の変更登録及び同法第三十五條第四項の承認の審査基準に關する事項に係る部分に限る。）の内閣府令
- 十四 法第二百二十三條の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二第七号及び第四十四條の三第一項第四号の内閣府令
- 十五 法第二百二十三條の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二十二條において準用する金融商品取引法第四十二條の二第七号及び第四十四條の三第二項第四号の内閣府令

2 法第二百二十四條の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し行われる次に掲げるものとする。

- 一 法第二百十四條の規定に基づく命令
- 二 法第二百十六條の規定に基づく登録の取消し
- 三 法第二百二十三條の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九條の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者（次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。）に対し行われる次に掲げる処分
 - イ 金融商品取引法第五十一條の規定に基づく命令
 - ロ 金融商品取引法第五十二條第一項の規定に基づく処分
 - ハ 金融商品取引法第五十二條第二項の規定に基づく命令

3 法第二百二十四條の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

- 一 法第四條第一項
- 二 法第十六條
- 三 法第十九條
- 四 法第四十九條第一項
- 五 法第五十四條第一項において準用する法第十六條
- 六 法第六十九條第一項
- 七 法第九十一條第一項
- 八 法第九十二條第一項
- 九 次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係るものに限る。）
 - イ 金融商品取引法第三十一條第一項
 - ロ 金融商品取引法第三十一條第三項
 - ハ 金融商品取引法第三十一條の四第一項
 - ニ 金融商品取引法第三十一條の四第二項
 - ホ 金融商品取引法第三十五條第三項
 - ヘ 金融商品取引法第三十五條第六項
 - ト 金融商品取引法第五十條の二第一項

4 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

- 一 不動産に關し定められる内閣府令 国土交通大臣
- 二 農林水産関係商品（商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第五十六條各号に掲げる商品をいう。以下この条において同じ。）又は農林水産関係商品投資等取引（農林水産関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに農林水産関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に關し定められる内閣府令 農林水産大臣
- 三 経済産業関係商品（農林水産関係商品以外の商品をいう。以下この条において同じ。）又は経済産業関係商品投資等取引（経済産業関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに経済産業関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に關し定められる内閣府令 経済産業大臣

5 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

- 一 不動産に關し行われる処分 国土交通大臣
- 二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 農林水産大臣
- 三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 経済産業大臣

6 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第八十七條の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該

各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣)に通知するものとする。
一 不動産に関し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣
二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣
三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる届出又は登録の申請 経済産業大臣
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條(第一項第二号を除く)、第三十七條の三第一項(第二号及び第六号を除く。)及び第二項、第三十七條の四、第三十八條(第七号及び第八号を除く。)、第三十九條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第四十條(同条第二号にあっては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十四條の三第一項(第三号を除く。)の規定とする。
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第百三十四條 法第二百二十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項のうち、法第二十二條第一項及び第二十三條第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
(財務局長等への権限の委任)

第百三十五條 法第二百二十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(同条第四項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)に委任する。ただし、法第二十二條第一項の規定

による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限(法第二百二十五條第四項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。
3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五條第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第一百七條第十二号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百三十三條第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
4 長官権限のうち、法第二百二十四條の二の規定に基づく第三百三十二條第五項の規定による協議及び同条第六項の規定による通知は、金融商品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。
5 前各項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。
6 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
(委員会の権限の財務局長等への委任)

第百三十六條 長官権限のうち次に掲げるものは、法第二十二條第一項に規定する投資信託委託会社等若しくは受託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
一 法第二百二十五條第二項の規定により委員会に委任された権限
二 第三百三十四條の規定により委員会に委任された法第二百二十五條第一項及び第二十三條第一項から第五項までの規定による権限
2 前項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。

3 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。
4 長官権限のうち法第二百二十五條第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第二十六條第一項(法第五十四條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第六十條第一項、第二百十九條第一項若しくは第二百二十三條第一項に規定する行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主たる事務所所在地又は当該行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長(当該所在地又は当該行為が行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六條第一項、第六十條第一項、第二百十九條第一項又は第二百二十三條第一項の規定による申立て(第八項及び第九項において「禁止命令等の申立て」という。)の關係人又は参考人(以下この条において「關係人等」という。)に対して法第二十六條第七項(法第五十四條第一項において準用する場合を含む。)、第六十條第三項、第二百十九條第三項又は第二百二十三條第三項において準用する金融商品取引法第八十七條第一項の規定による処分(第八項及び第九項において「調査のための処分」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。
6 長官権限のうち法第二百二十五條第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、關係人等の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
7 前項の委員会の権限で關係人等の營業所その他必要な場所(以下この項及び次項において「關係人等の營業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該關係人等の營業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。
8 前項の規定により關係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の

申立てに係る關係人等の營業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該關係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。
9 第七項の規定により關係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該關係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る關係人等に対して調査の必要を認めるときは、当該關係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る關係人等に対して調査のための処分を行うことができる。
附則 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。
附則 (平成十二年六月七日政令第三〇三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。
附則 (平成十二年二月二七日政令第五四八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
附則 (平成十三年一月四日政令第四号)抄
(施行期日)
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。
附則 (平成十二年六月七日政令第三〇三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。
附則 (平成十二年二月二七日政令第五四八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
附則 (平成十三年一月四日政令第四号)抄
(施行期日)
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。
附則 (平成十二年六月七日政令第三〇三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。
附則 (平成十二年一月一七日政令第四八三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。
附則 (平成十二年二月二七日政令第五四八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
附則 (平成十三年一月四日政令第四号)抄
(施行期日)
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する

法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年二月九日政令第二八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月六日政令第一九三号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一三年七月二六日政令第二五三号）抄
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二一日政令第三一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一四年一月二三日政令第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一四年四月二四日政令第一六四号）抄
この政令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

附則（平成一四年六月二一日政令第二二〇号）抄

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一四年一二月六日政令第三六四号）抄
この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一一七号）抄

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年一二月二五日政令第五四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月一九日政令第四五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年四月二八日政令第一七三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十四号）の施行の日（平成十六年四月三十日）から施行する。

附則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月二日政令第三五四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日（平成十六年十二月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月三日政令第三八五号）抄

この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

附則（平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一七年二月二六日政令第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月九日政令第三八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置）
2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場

合を含む。）により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>合を含む。）により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第九号</p> <p>改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四号ハ</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律第十六条の二第二項（同法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第一項</p> <p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第八号</p> <p>第五号の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令第四号第三号ハ</p>	<p>第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四号ハ</p> <p>第四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十二号第三号ハ、第三十条第三号ハ及び第四十九号第一項第三号ハ</p> <p>第五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令第四号第三号ハ</p>
---	---

附則（平成一七年六月一〇日政令第二〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正法」という。）の施行の日（同項において「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一七年六月二九日政令第二三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。
附則（平成一七年一二月三〇日政令第三五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二七日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）抄
（施行期日）
この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年七月一三日政令第二三八四号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（改正法第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投資信託法」という。）第二条第四項に規定する証券投資信託に該当するものを除く。）は、新投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託とみなす。

第三十三条 改正法附則第五十九条第二項に規定するみなし登録運用業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録運用業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資運用業を記載することにより、改正法附則第五十九条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

第三十四条 旧投資信託法第三十六条第一項の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

第六十三条 施行日前にした旧証券取引法施行令、第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の信託業法施行令、旧外国証券業者法施行令、第十七条第二号の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、旧抵当証券業規制法施行令、同条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法施行令若しくは第五十一条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法施行令の規定に相当の規定があるものは、改正法附則、整備法又はこの附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法施行令の適用によつてしたものとみなす。

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第五条 この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十三年十一月一六日政令第三三九号)

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

附則 (平成二十四年七月一九日政令第一九七号)

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年一月二四日政令第一五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十六年二月二六日政令第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年三月十一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十六年七月二日政令第二四六号)

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年九月三日政令第二四四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一月二八日政令第二三三号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年五月一五日政令第二三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附則 (平成二十九年二月二七日政令第三二六号)

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年四月三日政令第一四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年二月三日政令第二二二号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附則 (令和四年二月二日政令第三七号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日政令第四二二号)

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附則 (令和四年八月三日政令第二六八号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和四年九月一日)から施行する。

附則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

いう。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。